

2020年 3月

個人インターネットバンキング  
ご利用の皆さま各位

青木信用金庫

## 個人インターネットバンキング利用規定および ワンタイムパスワードサービス利用追加規定の一部改訂のお知らせ

いつも青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年4月1日より、『個人インターネットバンキング利用規定』および『ワンタイムパスワードサービス利用追加規定』の一部を以下のとおり改訂しますのでお知らせいたします。

### ○主な改正点

- ① 2020年4月の民法改正に伴う記載の見直し
- ② 前回改訂時から約4年が経過しており、内容の最新化を目的とした全面見直し

### ○新旧対照表

・個人インターネットバンキング利用規定

新	旧
<p><b>第1条 <u>しんきん</u>個人インターネットバンキング取引</b></p> <p>1. <u>しんきん</u>個人インターネットバンキングとは</p> <p><u>しんきん</u>個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p><u>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく追加、または変更する場合があります。</u></p>	<p><b>第1条 個人インターネットバンキング取引</b></p> <p>1. 個人インターネットバンキングとは</p> <p>個人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます。）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます。）を用いた依頼に基づき、資金移動、口座情報・各種取引の照会、税金・各種料金の払込み等の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>なお、当金庫は、お客様に事前に通知することなく本サービスの対象となる取引および内容を追加または変更する場合があります。</p>

新	旧
<p>2. 省略</p> <p>3. <u>契約の成立</u>  <u>本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとしします。</u></p> <p>4. <u>使用できる端末</u>  省略</p> <p>5. <u>本サービスの取扱時間</u>  本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。  ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  また、取扱時間は、<u>本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</u></p> <p>6. <u>手数料等</u>  省略</p>	<p>2. 省略</p> <p>(新規追加)</p> <p>3. 使用できる端末  省略</p> <p>4. 本サービスの取扱時間  本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。  ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  また、取扱時間は、取引により異なる場合があります。</p> <p>5. 手数料等  省略</p>
<p><b>第2条 本人確認</b></p> <p>1. 本人確認の手段  <u>お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとしします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとしします。</u></p> <p><u>(1) 契約者ID（利用者番号）</u></p> <p><u>(2) 利用登録用パスワード</u></p> <p><u>(3) ログインパスワード</u></p>	<p><b>第2条 本人確認</b></p> <p>1. 本人確認の手段  当金庫は、契約者ID（利用者番号）および次項以下に定める各種パスワードにより、お客様本人の認証を行うものとしします。</p>

新	旧
<p data-bbox="204 248 501 280"><u>(4) 確認用パスワード</u></p> <p data-bbox="193 344 387 376">2. ～4. 省略</p> <p data-bbox="193 441 440 472">5. 本人確認手続き</p> <p data-bbox="204 488 782 613">(1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="244 629 782 710">①番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。</p> <p data-bbox="244 822 782 996">②当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。</p> <p data-bbox="248 1061 443 1093">a. ～b. 省略</p> <p data-bbox="204 1108 782 1426">(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p data-bbox="193 1541 528 1572">6. お客様カードの取扱い</p> <p data-bbox="204 1588 331 1619">(1) 省略</p> <p data-bbox="204 1635 782 1859">(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p data-bbox="269 1874 782 2000">この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。</p>	<p data-bbox="813 344 1008 376">2. ～4. 省略</p> <p data-bbox="813 441 1061 472">5. 本人確認手続き</p> <p data-bbox="825 488 1402 613">(1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。</p> <p data-bbox="865 629 1402 754">①ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等を端末の画面上でお客様自身が入力します。</p> <p data-bbox="865 822 1402 1046">②当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されているログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の一致により、次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p data-bbox="869 1061 1064 1093">a. ～b. 省略</p> <p data-bbox="825 1108 1402 1476">(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、ログインパスワード、利用者番号、確認用パスワード等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害については、<u>第14条に定める場合を除き</u>、当金庫は責任を負いません。</p> <p data-bbox="813 1541 1149 1572">6. お客様カードの取扱い</p> <p data-bbox="825 1588 952 1619">(1) 省略</p> <p data-bbox="825 1635 1402 1859">(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、速やかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p data-bbox="890 1874 1402 2000">この届け出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止等の措置を講じます。</p>

新	旧
<p>当金庫はこの<u>届出</u>に基づく所定の手続の完了前に生じた損害については責任を負いません。</p> <p>なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。（契約者 I D（利用者番号）、確認用パスワードが変更となります）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>7. <u>番号等の管理</u></p> <p>(1) <u>番号等</u>は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。</p> <p>また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。</p> <p>(2) <u>番号等</u>につき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について、誤った<u>番号等</u>の入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。</p> <p>①～②省略</p>	<p>当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、<u>第 14 条に定める場合を除き</u>、責任を負いません。</p> <p>なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。（契約者 I D（利用者番号）、確認用パスワードが変更となります。）</p> <p>(3) 前号のお客様カードを失った場合、速やかに当金庫所定の書面により当金庫に届け出てください。</p> <p>7. <u>パスワード等の管理</u></p> <p>(1) 各種パスワードは、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。</p> <p>また、ログインパスワードについては、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。</p> <p>(2) 各種パスワードにつき偽造、変造、盗用もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。</p> <p>(3) 本サービスの利用について、誤ったパスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、次の方法により再開手続きをとってください。</p> <p>①～②省略</p>
<p><b>第3条 取引の依頼</b></p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 前各号に基づく届出または変更に係るサ</p>	<p><b>第3条 取引の依頼</b></p> <p>1. サービス利用口座の届け出</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(新規追加)</p>

新	旧
<p><u>ービス利用口座について、当金庫所定の 方法によりお客様本人の口座に相違ない ものと認めて取り扱いましたうへは、そ れらにつき偽造、変造その他事故があっ ても、そのために生じた損害について、 当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>2. ～3. 省略</p>	<p>(新規追加)</p> <p>2. ～3. 省略</p>
<p><b>第4条 ご利用限度額</b></p> <p>1回あたり、および1日あたりのご利用の 上限金額は、申込時または変更時にお客様が 設定した金額とします。<u>なお、1日あたり のご利用上限金額の基準時は、毎日日本時間午 前0時とし、以下同様とします。</u></p> <p>ただし、その上限金額は、当金庫所定の金 額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額を その裁量によりお客様に事前に通知すること なく変更する場合があります。上限金額を超 えた取引依頼については、当金庫は受付義務 を負いません。</p>	<p><b>第4条 ご利用限度額</b></p> <p>1回あたり、および1日あたりのご利用の 上限金額は、申込時または変更時にお客様が 設定した金額とします。</p> <p>(新規追加)</p> <p>ただし、その上限金額は、当金庫所定の金 額の範囲内とし、当金庫は、この上限金額を その裁量によりお客様に事前に通知すること なく変更する場合があります。上限金額を超 えた取引依頼については、当金庫は受付義務 を負いません。</p>
<p><b>第5条 資金移動取引</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる<u>資金移動取引の内容は、 お客様からの端末による依頼に基づき、お 客様の指定した日（以下「指定日」といい ます）に、お客様の指定する本サービス利 用口座（以下「支払指定口座」といいま す）よりお客様の指定する金額を引き落と すのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あ るいは当金庫以外の金融機関の国内本支 店の預金口座（以下「入金指定口座」とい います）に振込依頼を発信し、または振替 の処理を行う取引をいいます。<u>日本国外の 金融機関に開設された預金口座への振込 はできません。</u></u></p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所 定の振込手数料および消費税をいただき</p>	<p><b>第5条 資金移動</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる取引の内容は、お客様 からの端末による依頼に基づき、お客様 の指定した日（以下「指定日」といいま す。）に、お客様の指定する本サービス 利用口座（以下「支払指定口座」といい ます。）よりお客様の指定する金額を引 落としのうえ、お客様の指定する当金庫本 支店あるいは当金庫以外の金融機関の国 内本支店の預金口座（以下「入金指定口 座」といいます。）に振込依頼を発信し、 または振替の処理を行う取引をいいま す。</p> <p>(新規追加)</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫 所定の振込手数料および消費税をいただ</p>

新	旧
<p>ます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) ～ (6) 省略</p> <p>2. 指定日</p> <p>振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。</p> <p>なお、依頼日が指定日となる場合、<u>当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います</u>が、<u>入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。</u></p> <p>3. 省略</p>	<p>きます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>なお、支払指定口座からの引落しは、取引依頼が確定した時点で行います。</p> <p>(4) ～ (6) 省略</p> <p>2. 指定日</p> <p>振込・振替依頼の発信は、原則としてお客様が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。</p> <p>ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。</p> <p>3. 省略</p>
<p><b>第7条 通知サービス</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 送信の遅延・不達</p> <p>通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、当金庫は責任を負</p>	<p><b>第7条 通知サービス</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. 送信の遅延・不達</p> <p>通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、<u>第14条に定める</u></p>

新	旧
<p>いません。</p>	<p><u>場合を除き、当金庫は責任を負いません。</u></p>
<p><b>第9条 資金移動ロック取引</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) <u>当金庫所定の方法によるお客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動および料金払込みサービス（以下「資金移動等」といいます）の利用を停止するために「ロック実行」を設定し、または利用停止を解除するために「一時ロック解除」または「ロック解除」を設定することができます。</u></p> <p>(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた<u>資金移動等</u>の利用を停止します。</p> <p>(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、<u>資金移動等</u>の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または<u>資金移動等</u>を完了することにより、自動的に<u>資金移動等</u>の利用を停止します。</p> <p>2. 障害時の対応</p> <p><u>当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等</u>を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断により<u>お客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。</u></p>	<p><b>第9条 資金移動ロック取引</b></p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) お客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止し、または停止を解除することができません。</p> <p>(新規追加)</p> <p>(2) 本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータ用いた「資金移動」と「税金・各種料金払込みサービス」を（以下あわせて「停止対象取引」といいます。）の利用を停止します。</p> <p>(3) 本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。</p> <p>2. 障害時の対応</p> <p>通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、停止対象取引を利用可能とするため必要に応じて、当金庫の判断により「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。</p>

新	旧
<p><b>第10条 届出事項の変更等</b></p> <p>本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>第10条 届け出事項の変更等</b></p> <p>本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は直ちに当金庫所定の書面により当該口座保有店に届け出るものとします。</p> <p>この届け出の前に生じた損害については、<u>第14条に定める場合を除き</u>、当金庫は責任を負いません。</p>
<p><b>第13条 免責事項等</b></p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 送付上の事故</p> <p>当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p><b>第13条 免責事項等</b></p> <p>1. ～3. 省略</p> <p>4. 送付上の事故</p> <p>当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます。）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、<u>第14条に定める場合を除き</u>、当金庫は一切責任を負いません。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><b>第14条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</b></p> <p>1. 補償の要件</p> <p>ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、個人のお客様は当金庫に対して当該資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。</p> <p>(1) お客様が本サービスによる不正な資金移動等の被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること。</p> <p>(2) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただいていること。</p> <p>(3) お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。</p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p>と。</p> <p>2. 補償対象額</p> <p>前項の請求がなされた場合、不正な資金移動等が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間とします。）前日以降になされた不正な資金移動等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。</p> <p>ただし、当該資金移動等が行われたことについて、お客様に重大な過失、または過失があるなどの場合には、当金庫は補償対象額の全部または一部について補償いたしかねる場合があります。</p> <p>3. 適用の制限</p> <p>前二項の定めは、第1項に係る当金庫への通知が、ログインパスワード、契約者ID（利用者番号）、確認用パスワード等の盗取等（当該盗取等が行われた日が明らかでないときは、不正な資金移動等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p>4. 補償の制限</p> <p>第2項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。</p> <p>(1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>①お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使</p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p>用人によって行われた場合。  ②お客様が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。  (2) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合。</p>
<p><b>第14条 利用停止等</b>  省略</p>	<p><b>第15条 利用停止等</b>  省略</p>
<p><b>第15条 解約等</b></p> <p>1. 都合解約  <u>本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。</u></p> <p>なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. サービスの強制解約  省略  (1) ~ (2) 省略  <u>(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u>  <u>(4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。</u>  <u>(5) 相続の開始があったとき。</u>  <u>(6) 番号等の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</u>  <u>(7) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。</u>  <u>(8) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき。</u>  <u>(9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれ</u></p>	<p><b>第16条 解約等</b></p> <p>1. 都合解約  本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、<u>書面による通知によりいつでも解約することができます。</u></p> <p>なお、お客様からの解約の通知は、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. サービスの強制解約  省略  (1) ~ (2) 省略  (新規追加)  (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあったとき。  (4) 相続の開始があったとき。  (5) 各種パスワードの不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。  (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。  (7) お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。  (新規追加)</p>

新	旧
<p><u>がある</u>と当金庫が判断したとき。  (10) 本サービスを継続する上で支障がある  <u>と当金庫が判断したとき。</u></p> <p>4. 解約後の処理  本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等は、すべて無効となります。</p> <p>5. 省略</p>	<p>(新規追加)</p> <p>4. 解約後の処理  本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様のお客カード、契約者ID（利用者番号）、各種パスワード等は、すべて無効となります。</p> <p>5. 省略</p>
<p><b>第16条 通知等の連絡先</b>  省略</p>	<p><b>第17条 通知等の連絡先</b>  省略</p>
<p><b>第17条 規定等の適用</b>  省略</p>	<p><b>第18条 規定等の準用</b>  省略</p>
<p><b>第18条 規定の変更等</b>  当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるもの</u>とします。<u>変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u></p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>	<p><b>第19条 規定の変更等</b>  当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、</p> <p>変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。</p>
<p><b>第19条 契約期間</b>  省略</p>	<p><b>第20条 契約期間</b>  省略</p>
<p><b>第20条 準拠法・管轄</b>  省略</p>	<p><b>第21条 準拠法・管轄</b>  省略</p>
<p><b>第21条 譲渡・質入・貸与の禁止</b>  省略</p>	<p><b>第22条 譲渡・質入・貸与の禁止</b>  省略</p>
<p><b>第22条 サービスの終了</b>  省略</p>	<p><b>第23条 サービスの終了</b>  省略</p>

新	旧
以上 2020年4月1日現在	以上 平成27年10月1日現在

○新旧対照表

・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定

新	旧
<p><b>第3条 利用申込及び利用開始</b></p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となります。当金庫が採用するソフトウェアトークンは、推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、お客様はアプリを<u>スマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）</u>にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込及び利用開始 <u>お客様は、本サービスを利用する端末にアプリをあらかじめダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。入力された「トークンID」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなします。</u></p> <p>3. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫</p>	<p><b>第3条 利用申込および利用開始</b></p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となりますが、当金庫が採用するソフトウェアトークンは、当金庫が推奨する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、お客様はアプリをパーソナルコンピュータ、携帯電話機等（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込および利用開始 本サービスを利用する端末にアプリをダウンロードし、当金庫のホームページ上のワンタイムパスワード利用開始登録画面に「契約者ID（利用者番号）」、「ログインパスワード」を入力してログインしたうえで、当金庫所定の登録画面にアプリで表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はお客様からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。</p> <p>(新規追加)</p>

新	旧
<p><u>との間の契約（以下「本契約」といいます）は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適当と判断して承諾した場合に成立し、お客様において本サービスの利用が可能となります。</u></p>	<p>(新規追加)</p>
<p><b>第6条 トークンの紛失及び盗難</b></p> <p>1. お客様は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この<u>届出</u>を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。</p> <p>2. 前項の場合、お客様は、再発行の依頼を当金庫所定の方法により行うことができます。当金庫がソフトウェアトークンの再発行の依頼を受け付けた場合、お客様にアプリをダウンロードしていただくことでトークンを再発行いたします。</p> <p>3. 前項によりトークンの再発行を行った場合には、お客様は第3条の利用開始登録を行うものとします。</p>	<p><b>第6条 トークンの紛失および盗難</b></p> <p>お客様は、ソフトウェアトークンをインストールした端末の盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当金庫所定の方法によって当金庫に届け出るものとします。この届け出を受けたときは、当金庫は直ちに本サービスの利用停止等の措置を講じます。</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p>
<p>(削除)</p>	<p><b>第7条 利用料</b></p> <p>1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定のワンタイムパスワードサービス利用料（消費税を含みます。以下「本サービス利用料」といいます。）をいただく場合があります。この場合、当金庫は本サービス利用料を申込代表口座から、当金庫所定の日自動的に引落します。</p> <p>2. 本サービス利用料をいただく場合、お客様の利用開始登録の実施有無にかかわらず、当金庫所定の月から発生するものとします。また、当金庫が一旦引落した本サービス利用料</p>

新	旧
(削除)	<p>については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず、返却しないものとします。</p> <p>3. 当金庫は本サービス利用料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。</p>
<p><b>第7条 免責事項等</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止および<u>トークンの再発行の依頼</u>をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除き、お客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p>3. ～4. 省略</p>	<p><b>第8条 免責事項等</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合、お客様は、当金庫宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびトークンにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当金庫に責めがある場合を除きお客様に損害が生じた場合については、当金庫は一切の責任を負いません。</p> <p>3. ～4. 省略</p>
<p><b>第8条 本サービスの解約等</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。</p> <p>3. 前項にかかわらずお客様が相当期間、<u>当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合</u>、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。</p>	<p><b>第9条 本サービスの解約等</b></p> <p>1. 省略</p> <p>2. <u>お客様が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合</u>、お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。</p> <p>3. 前項にかかわらずお客様が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。この場合、解約の効力は、本</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>4. <u>第1項から第3項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うもの</u>とします。</p>	<p>サービスに関してのみ生じるものとします。</p> <p>4. お客様が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>5. 前項1. から4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。</p>
<p><b>第9条 譲渡・質入等の禁止等</b> 省略</p>	<p><b>第10条 譲渡・質入の禁止</b> 省略</p>
<p><b>第10条 規定等の適用</b> 省略</p>	<p><b>第11条 規定等の準用</b> 省略</p>
<p><b>第11条 規定の変更等</b> 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるもの</u>とします。この場合には、<u>変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示</u> <u>その他相当の方法で公表するもの</u>とし、<u>変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこと</u>とします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>	<p><b>第12条 規定の変更等</b> 当金庫は、本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、<u>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこと</u>とします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2020年4月1日現在</p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">平成27年10月1日現在</p>

○改訂後の『個人インターネットバンキング利用規定』および『ワンタイムパスワードサービス利用追加規定』全文については、個人インターネットバンキングページに掲載しております。

○今後につきましては利用規定等小冊子の交付を終了し、インターネット上での掲示とさせていただきます。詳しくは当金庫ホームページの「インターネットバンキング利用規定等小冊子の交付終了のお知らせ」をご覧ください。

以上  
(2020年4月1日現在)